

特245

779

護國共同組合の概説附録

第七十回帝國議會に於ける
護國共同組合法案の議事經過概要

護
國
共
濟
會



0056057000

0056057-000

特245-779

第七十回帝國議會に於ける護國
共同組合法案の議事經過概要

護國共濟會・編

護國共濟會

昭和12

AJB

特245

779

護國共同組合の概説附録

第七十回帝國議會に於ける

護國共同組合法案の議事經過概要

護國共同組合

特245
779

目次

- はしがき
- 第一、衆議院に於ける議事経過
- 第二、貴族院に於ける議事経過
- むすび

はしがき

護國共同組合の概説に於て、護國共済會、護國共同組合及護國共同組合法案の概要を記述して此の三者の關係、組合設立の急務及之に法律制定の必要を力説したのであります。茲に第七十回帝國議會に於ける護國共同組合法案の議事経過概要を記述し、該法案の審議中提案者及其他の議員諸氏に依り行はれたる趣旨の説明及論議の要點を紹介し、以て本法案の重要性に付、官民一般の理解を向上せしむるの資に供せんと欲する次第であります。

昭和十二年五月

護國共済會





第七十回帝國議會に於ける護國共同組合法案の 議事經過概要

第一、衆議院に於ける經過

護國共同組合法案は第七十回帝國議會に於て三月四日小林錡（護國共濟會評議員）助川啓四郎（護國共濟會理事兼評議員）及篠原義政の三氏に依り、又三月二十四日池田秀雄（護國共濟會評議員）添田敬一郎（護國共濟會理事兼評議員）及青木亮貫の三氏に依りて、衆議院に提出せられた。

右の法案は、三月二十七日衆議院本會議に上程せられ、小林錡氏及池田秀雄氏起ちて提案の理由を明快に述べられ、直に委員附託となり、翌二十八日委員會を開かれ提案者の一人たる助川啓四郎氏より本案の由來と本法制定の急務なる所以を懇切に述べられ、満場一致可決となり、其の翌二十九日本會議に上程、委員長野村嘉六氏より、委員會の經過報告があり、満場異議なく可決確定となつた。

其の法案の本文並議事の經過は次の通りである。

護國共同組合法案に關する衆議院本會議

第七十回帝國議會衆議院議事速記録第三十三號（官報號外昭和十二年三月二十八日）抄録

昭和十二年三月二十七日(土曜日)午後二時十八分開議

議事日程 第三十四號

昭和十二年三月二十七日

第四十三 護國共同組合法案(小林錡君外二名提出) 第一讀會

第四十四 護國共同組合法案(池田秀雄君外二名提出) 第一讀會

○中山福藏君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際日程第四十三及ビ第四十四ヲ一括シテ繰上ゲ上程シ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス。

○議長(富田幸次郎君) 中山君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス——政府ハ此議事日程變更ニ同意セラレマシタ、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、日程第四十三、護國共同組合法案、日程第四十四、護國共同組合法案、此兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス、順次提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——提出者小林錡君

第四十三 護國共同組合法案(小林錡君外二名提出)

第一讀會

第四十四 護國共同組合法案(池田秀雄君外二名提出)

第一讀會

護國共同組合法案 (第四十三、第四十四文)

護國共同組合法

第一章 總 則

第一條 護國共同組合ハ國民皆兵ノ本義ニ鑑ミ互助共同ニ依リ兵役義務履行ニ必要ナル家庭ノ經濟的準備ヲ整ヘ護國ノ精神ヲ振作スルヲ以テ目的トス

第二條 護國共同組合ハ法人トス

第三條 護國共同組合ノ名稱中ニハ護國共同組合タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フヘシ

護國共同組合ニ非サレハ其ノ名稱中ニ護國共同組合タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フルコトヲ得ス

第四條 護國共同組合ニハ所得稅、登録稅及印紙稅ヲ課セス又地方稅ヲ課スルコトヲ得ス

第二章 設 立

第五條 護國共同組合ノ地區ハ市區町村又ハ町村組合ノ區域ニ依ル但シ特別ノ事情アルトキハ此ノ區域ニ依ラサルコトヲ得前項中町村トアルハ町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノトス

第六條 護國共同組合ハ其ノ地區内ノ世帯主ヲ組合員トス但シ世帯主ニ非サル者又ハ法人モ組合員タルコトヲ得

第七條 護國共同組合ヲ設立セムトスルトキハ其ノ地區内ノ世帯主五十人以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ作り地方長官ノ認可ヲ受クルヲ要ス

第八條 護國共同組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタルトキニ成立ス

第九條 定款ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 目的
- 二 事業
- 三 名稱
- 四 地區
- 五 事務所ノ所在地
- 六 共同金ノ負擔及交付ニ關スル規定
- 七 役員及組合會ニ關スル規定
- 八 經理ニ關スル規定
- 九 組合員ノ加入及脫退ニ關スル規定
- 十 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由
- 十一 其ノ他組合ニ關スル重要ナル事項

第三章 事業

- 第十條 護國共同組合ハ陸軍又ハ海軍ニ徵集、徵募又ハ召集セラレタル者アルトキ組合員ニ對シ共同金ヲ交付シ家業及家事ノ援助ヲ爲シ其ノ他組合ノ目的達成ニ必要ナル事業ヲ行フ
- 第十一條 共同金ハ左ニ掲クル者陸軍又ハ海軍ニ徵集、徵募又ハ召集セラレタルトキ其ノ組合員ニ對シ之ヲ交付ス
- 一 組合員ト同一ノ家ニ屬スル者
 - 二 組合員ト生計ヲ同クスル親族

三 組合員ト同一ノ家ニ屬シ且生計ヲ同クスル者

護國共同組合ハ其ノ定款ヲ以テ前項第一號及第二號ニ定ムル共同金ヲ受クヘキ場合ノ範圍ヲ制限スルコトヲ得

護國共同組合ハ前二項ノ規定ニ拘ラス均一ノ割合ヲ以テ交付シ特別共同金ハ疾病、災害又ハ家庭ノ情況ニ因リ必要アル場合ニ於テ組合會ノ決議ニ依リ普通共同金ニ併セ交付スルモノトス

第十二條 共同金ハ普通共同金及特別共同金ノ二種トス

普通共同金ハ家庭ノ事情如何ニ拘ラス均一ノ割合ヲ以テ交付シ特別共同金ハ疾病、災害又ハ家庭ノ情況ニ因リ必要アル場合ニ於テ組合會ノ決議ニ依リ普通共同金ニ併セ交付スルモノトス

第十三條 護國共同組合ハ必要アルトキハ定款又ハ組合會ノ決議ニ依リ組合員ノ家業若ハ家事ノ援助又ハ物品ヲ以テ共同金ノ一部又ハ全部ニ代フルコトヲ得

第十四條 交付セラレタル共同金ニ對シテハ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス

共同金ヲ受クルノ權利ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

第十五條 護國共同組合ノ事業ニ必要ナル經費ハ組合員之ヲ負擔スルモノトス

前項ノ負擔ハ定款又ハ組合會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 護國共同組合ハ必要アルトキハ定款又ハ組合會ノ決議ニ依リ物品ノ讓出又ハ勞力奉仕ヲ以テ釀金ノ一部又ハ全部ニ代ヘシムルコトヲ得

第十七條 護國共同組合ハ已ムコトヲ得サル事情アリト認ムル組合員ニ對シ組合會ノ決議ニ依リ前條ニ依ル金品ノ讓出及勞力奉仕ヲ猶豫又ハ減免スルコトヲ得

第十八條 護國共同組合ハ現役ニ服セサル組合員又ハ現役ニ服セサル者ト同一世帯内ニ在ル組合員ニ對シ其ノ故ヲ以テ特別

ノ負擔ヲ爲サシムルコトヲ得ス

六

第十九條 護國共同組合ハ第十條ニ規定スル事業ノ外左記各號ニ關シ組合員ノ指導誘掖ニ努ムルモノトス

- 一 國民皆兵ノ本義ニ鑑ミ護國ノ精神ノ振作ニ努ムヘキコト
- 二 自強ノ精神ニ基キ兵役義務履行ニ伴フ家庭ニ於ケル經濟的準備ノ完整ニ努ムヘキコト
- 三 隣保相助ノ誼ヲ厚クシ組合ノ定ムル金品ノ醸出及勞力奉仕ハ組合ノ精神ニ鑑ミ進テ之ヲ爲スヘキコト
- 四 兵役義務者及其ノ家族ヲ敬愛シ其ノ名譽ヲ尊重スヘキコト
- 五 其ノ他組合ノ目的達成ニ必要ナル精神指導ヲ爲スヘキコト

第四章 役員

第二十條 護國共同組合ニ左ノ役員ヲ置キ組合會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ組合設立ノ際ニ於ケル役員ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム

理事 若干名

監事 若干名

理事ハ組合長及副組合長各一名ヲ互選ス但シ副組合長ハ必要アル場合ニ於テハ其ノ數ヲ増加スルコトヲ得

役員ノ任期ハ二年トス但シ重任ヲ妨ケス

役員ハ必要アル場合ニ於テハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ニ非サル適當ナル者ヨリ選任スルコトヲ得

第二十一條 役員ハ名譽職トス

第二十二條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合ノ事務ヲ統轄ス

副組合長ハ組合長ヲ輔佐シ組合長故障アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合ノ事務ヲ執行ス

監事ハ組合ノ事務ヲ監査ス

第二十三條 組合事務ノ執行ニ付テハ民法第四十四條第一項、第五十二條第二項及第五十五條ノ規定ヲ準用ス

第五章 組合會

第二十四條 護國共同組合ニ組合會ヲ置ク

組合會ハ組合長及組合會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

理事及監事ハ何時ニテモ組合會ニ出席シ意見ヲ開陳スルコトヲ得

第二十五條 組合會議員ハ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

議員ノ定數及選任ニ關スル事項ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム

議員ノ任期ハ二年トス

第二十六條 組合會議員ハ名譽職トス

第二十七條 組合會ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合長之ヲ招集ス

第二十八條 組合會ハ左ニ掲クル事項ヲ議決ス

- 一 組合定款ノ改廢ヲ爲スコト
- 二 年度收支豫算ヲ定ムルコト
- 三 組合事業ノ報告及決算報告ヲ認定スルコト

七

四 財産ノ管理、處分及取得ニ關スルコト

五 其ノ他本法ニ依リ組合會ノ權限ニ屬セシメタル事項又ハ組合長ニ於テ付議シタル事項
前項第一號ニ掲グル事項ノ決議ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第二十九條 組合會ハ組合長ヲ以テ議長トス組合長故障アルトキハ副組合長又ハ其ノ他ノ理事議長ノ職務ヲ代理ス
第三十條 組合會ハ組合會議員ノ半數以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス但シ召集再度ニ及フモ尙半數ニ達セサル
トキハ此ノ限ニ在ラス

組合會ノ議事ハ出席議員ノ全員ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス但シ已ムヲ得サル場合ニ在リテハ其ノ過半數ヲ以テ之ヲ決スルコト
ヲ得此ノ場合ニ於テ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第六章 經理

第三十一條 護國共同組合ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第三十二條 組合事務費ハ毎年度組合員釀金ノ十分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

第三十三條 護國共同組合ハ基本金ヲ積立ツルコトヲ得

第七章 解散

第三十四條 護國共同組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 定款ニ定メタル事由ノ發生

二 組合會ノ決議

三 組合ノ合併

四 組合員カ三十人未滿ニ減シタルトキ

五 組合ノ破産

組合ノ解散及合併ハ組合會議員總數ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第三十五條 合併ニ因リテ組合ヲ設立スル場合ニ於テハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關スル行爲ハ各組合ニ於テ選任シタル者共
同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第三十六條 組合會ノ決議ニ因ル解散又ハ合併ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第三十七條 合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

第三十八條 民法第七十條ノ規定ハ護國共同組合ノ解散ニ之ヲ準用ス

第八章 清算

第三十九條 清算人ハ其ノ職務ノ範圍内ニ於テ理事ト同一ノ權利義務ヲ有ス

第四十條 清算人ハ就職後遲滞ナク組合財産ノ現況ヲ調査シ財産目錄及貸借對照表ヲ作り之ヲ組合會ニ提出シテ其ノ承認ヲ
求ムヘシ

第四十一條 清算人ハ組合ノ債務ヲ辨濟シ又ハ辨濟ニ必要ナル金額ヲ供託スルニ非サレハ組合財産ヲ分配スルコトヲ得ス

第四十二條 清算事務カ終リタルトキハ清算人ハ遲滞ナク決算報告書ヲ作り之ヲ組合會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第四十三條 清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ缺ケタル爲損害ヲ生スル虞アルトキハ地方長官ハ清算人ヲ選任スルコトヲ
得

第四十四條 重要ナル事由アルトキハ地方長官ハ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第四十五條 清算人ノ選任アリタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ氏名、住所ヲ登記スヘシ

第四十六條 清算終了シタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スヘシ

第四十七條 民法第七十三條、第七十四條及第七十八條乃至第八十一條ノ規定ハ護國共同組合ノ清算ニ之ヲ準用ス

第九章 監 督

第四十八條 護國共同組合ハ第一次ニ北海道廳長官及府縣知事、第二次ニ内務大臣、陸軍大臣及海軍大臣之ヲ監督ス

第四十九條 監督官廳ハ組合ニ對シ組合ニ關スル報告ヲ爲サシメ組合事務ノ執行又ハ財産ノ狀況ヲ検査シ組合ノ定款、細則

收支、豫算又ハ經費ノ分賦收入方法ノ變更ヲ命シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十條 監督官廳ハ組合會ノ決議又ハ役員ノ行爲カ適當ナラスト認ムルトキハ決議ヲ取消シ、役員ヲ解任シ又ハ議員ノ改

選ヲ命スルコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前ニ本法第一條ニ掲クル目的ヲ以テ設立セラレタル組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受クルヲ要ス

〔小林錡君登壇〕

○小林錡君 只今上程セラレマシタ護國共同組合法案ニ付テ提出ノ理由ヲ簡單ニ御説明申上ゲマス。諸君、我國ノ兵制ハ御承知ノ通り、列聖ノ遺範ヲ經トシ、獻身奉公ノ國民道德ヲ緯トスル、國民皆兵ノ制度デアリマシテ、過去屢次ノ征戰ヲ經テ、益々其精華ヲ發揮シツ、アル

ノデアリマス。隨テ兵役ノ義務ニ服スルト云フコトハ、國民ノ崇高ナル道德ノ表顯デアツテ國民ハ進ンデ此義務ニ服スル美風ヲ持ツテ居ルノデアリマス。而シテ壯丁ハ自家ノ利害休戚ヲ顧ミルコトナク、國家防護ノ重責ヲ負ヒマシテ

〔議長退席、副議長著席〕

又現役ヲ終ツテカラモ各種ノ義務ニ服シ、緩急ノ用ニ應ズル爲メ、精神的ニモ、肉體的ニモ絶エズ緊張セル生活ヲ續ケテ居ルノデアリマス。壯丁ヲシテ此重大ナル義務ヲ完全ニ果サシムル爲ニハ、豫メ十分ナル準備ガ必要デアリマス。若シ此準備ヲ忽セニ致シマシテ、其選ニ當ルコトニナツタナラバ、後顧ノ憂ナクシテ其重任ヲ全ウスルコトハ到底難シイト思ヒマス。其幾多ノ準備中、精神、知識及ビ身體等ニ付キマシテハ、國民教育其他ノ施設、換言スレバ國民協同ノ力ニ依リマシテ、自然ニ其成果ヲ收メラレテ居リマス。併ナガラ獨リ經濟準備ニ付キマシテハ、其家庭單獨ノ力デヤラナケレバナラヌ、是ガ爲メ一家長タル者ハ銳意努力ヲシテ居リマスルガ、國民生活ノ實情ニ鑑ミル時ニハ、何レノ家モ單獨デ十分ナル準備ヲ爲スコトハ、相當ニ困難ガ伴フモノデアリマス、尤モ兵役義務者ノ家庭ノ生計困難ナル者ニ對シマシテハ、軍事救護法及ビ民間軍事扶助團體ガアリマシテ、若干ノ施設ガ講ゼラレテ居リ、ソレ々其特殊ノ目的ニ對シテハ、相當ノ貢獻ヲシテ居ルノデアリマスケレドモ、尙ホ

一步深く兵制ノ根本ニ遡ツテ之ヲ討究スル必要ガアルモノト考へ、茲ニ國家ヲ防護スルト云フコトハ、國民全體ノ協同ノ任務デアルト云フ大義ニ立脚シ、兵役義務履行ニ伴フ經濟準備ハ、國民協同ノ力ニ依ツテ之ヲ整フルコトガ至當デアルトノ原則ヲ掲ゲテ、協同ノ組合ヲ設ケ、義勇奉公ノ大義ヲ全ウセントシテ生マレタモノガ、即チ護國共同組合デアリマス。

其要領ハ豫メ必要ナル準備、即チ金品等ヲ年々又八月々ニ蓄積シテ置キマシテ、兵役義務者ヲ出ス家ニ、一定ノ標準ニ依ツテ、之ヲ交付シ、又ハ勞力奉仕ヲ以テ、家事家業ノ援助ヲ行ハントスルモノデアリマス。斯ノ如クスル時ニハ、國民皆兵ノ本義ニモ適ヒ、一時ニ引受ケナケレバナライ所ノ經濟負擔ニ對シ、少額ノ年掛又八月掛等ノ準備ヲ以テ、極メテ圓滑ニ又安全ニ整備シ得ラレルノデアリマス。最近此組合ノ觀念ガ漸次普及致シマシテ、其數ハ既ニ全國ニ五十有餘ニナリマシタ。又一方益々此觀念ノ擴ガルト共ニ、將ニ成立セントスルモノガ二百ニ及ビ、沖繩縣ヲ除クノ外ハ、全國各府縣ニ分布サレルヤウニナツテ參ツタノデアリマス。組合ノ數ノ増加スルニ從ヒマシテ、是ガ連絡統制及ビ保護監督ガ必要ナルノデアリマス。此連絡統制ニ付キマシテハ、國家ノ要望スル所ニ之ヲ導キ、又保護監督ニ付テハ國家權力ノ行使ニ俟タナケレバナライト云フコトハ、極メテ明瞭ナコトデアリマス。是ニ於テカ速ニ法律ヲ制定シ、組合ニ確固タル指針ヲ與へ、國民ヲシテ適從スル所ヲ明ニスルノ

ハ、國家トシテ洵ニ當然執ラネバナラヌ措置デアラウト信ズルノデアリマス。

○今ヤ國際關係ハ最モ重大ナル時機ニ當面シテ居リマスガ、吾々ガ若シ不幸ニシテ戰ハザルベカラズトスルナラバ、其戰鬪タルヤ相當ニ長期ニ亙ルコトヲ覺悟シナケレバナラヌト思ヒマス。而シテ戰爭ノ勝敗ハ、近代戰爭ノ性質ヨリ致シマシテ、獨リ第一線ノ軍隊ノ強弱ノミニ依ツテ岐カル、モノデハナク、第二線ノ國民ノ彈力性ガ極メテ重大ナル關係ヲ有スルモノデアラウト考ヘマス。即チ戰爭終局ノ勝利ハ、第一線ノ軍隊ガ精銳無比デアルト共ニ、軍人ノ家庭ニ於ケル精神的、物質的彈力性ノ強弱ト、軍人ニアラザル一般國民ガ、軍人及ビ其家庭ト同心一體、死生ヲ俱ニスルト云フ、道義的結合力ノ強大ナルコトニ歸スルモノナルコトハ、私ノ言フ迄モナイコトデアリマス。

斯ノ如ク檢討致シマスレバ、國家ガ第一線ノ國防力增強ニ努力スルト共ニ、第二線ノ彈力性補強ノ施設タル護國共同組合ノ施設ヲシテ、一日モ早く完成セシムルコトガ急務中ノ急務デアルト確信致シマシテ、此法案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス。何卒御審議ノ上、速ニ御協賛アランコトヲ切望致シマス。(拍手)

○副議長(岡田忠彦君) 提出者池田秀雄君

○池田秀雄君 此席ヨリ發言ノ御許ヲ願ヒマス。

○副議長(岡田忠彦君) 宜シウゴザイマス。

○池田秀雄君 本案ハ只今小林君ヨリ御説明ニ相成リマシタ案ト同一ノ内容ヲ有スルモノデアリマス。其説明ノ詳シイコトハ申上ゲマセヌ。唯今日國際危局ノ際、我國ノ豫算ハ國防ノ充實ノ爲メ半分ヲ占メテ居ル際ニ當リマシテ、ドウシテモ其根本ヲ培フ必要ガアルト思フノデゴザイマス。即チ兵役ノ義務ニ服スル壯丁ノ家庭ノコトニ、十分後顧ノ憂無カラシムルコトヲ吾々ハ努メナケレバナラヌト確信ヲ致シテ居ル者デアリマス。本案ハ故ニ隣保共同ノ精神竝ニ自治ノ精神ノ本ト致シテ立案シタモノデゴザイマスカラ、滿場各位ノ御賛成ヲ御願致シマス。(拍手)

○副議長(岡田忠彦君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ。

○中山福藏君 日程第四十三及ビ第四十四條ノ兩案ハ一括シテ政府提出防空法案委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス。

○副議長(岡田忠彦君) 只今ノ動議ニ御異議アリマセヌカ。

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス。仍テ動議ノ如ク決シマシタ。

護國共同組合法案に關する衆議院委員會

第七十回帝國議會 衆議院 防空法案委員會議錄速記第五回抄録

會議

昭和十二年三月二十八日(日曜日) 午前十時三十八分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 野村 嘉六君

理事 川崎末五郎君 蔭山 貞吉君

高松 長三君 升田 憲元君 角 源泉君 比佐 昌平君 川島正次郎君 八角 三郎君

服部米次郎君 原口初太郎君 佐保 畢雄君 淺沼稻次郎君 笠井 重治君

三月二十七日委員中山福藏君辭任ニ付其ノ補闕トシテ比佐昌平君ヲ議長ニ於テ選定セリ

三月二十七日護國共同組合法案(小林錡君外二名提出)及護國共同組合法案(池田秀雄君外二名提出)ノ審査ヲ本委員ニ付託

セラレタリ

出席政府委員左ノ如シ

陸軍少將 阿南 惟幾君

陸軍省法務局長 大山 文雄君

海軍中將 豊田 副武君
 司法省刑事局長 松阪 廣政君
 司法省行刑局長 瀧川 秀雄君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

議員 助川啓四郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

軍機保護法改正法律案（政府提出、貴族院送付）

護國共同組合法案（小林錡君外二名提出）

護國共同組合法案（池田秀雄君外二名提出）

○野村委員長 是カラ開會ヲ致シマス、昨日ニ引續イテ軍機保護法案ノ審議ニ掛ル積リデアリマスガ、案件ノ都合上、茲ニ護國共同組合法案ノ提案ノ理由ヲ説明シテ戴キタイノデアリマス。委員外ノ人デアリマスケレドモ、助川君ニ御説明ヲ願ヒタイ。

○助川啓四郎君 提案者ノ一人ト致シマシテ、私カラ提案ノ理由ヲ説明致シタイト思ヒマス。私共ノ提案ト同ジク、民政黨ノ池田秀雄君其他ノ方々カラモ提案ガアリマス。兩案ノ内容ハ全然同一ノモノデアリマシテ、昨日池田君カラ、若シ時間ガ遅レ、バ私ノ方ノ提案モ併セテ説明シテ呉レルヤウニト云フ御依頼ガアリマシタカラ、私ハ兩案ヲ併セテノ説明ノ積リデ申上ゲタイト思フノデアリマス。此提案ハ私共ノ思付キデ提案シタ案デハナイノデアリマシテ、率直ニ申上ゲマスト護國共濟會ノ成案デアルノデアリマス。共濟會ノコトハ御手許ニ印刷物ヲ差上ゲテアルノデアリマス。ソレニ依ツテ大體御諒承ノコト

、思フノデアリマスガ、共濟會デハ先年此護國共同組合法ノ草案ヲ、特別委員ヲ擧ゲテ研究ヲ致シタノデアリマス、民政黨ノ池田秀雄君、添田敬一郎君、山道襄一君、ソレカラ政友會ノ大口喜六君、小林錡君、ソレカラ私、ソレニ陸海兩省ノ關係課長、内務省ノ社會局ノ關係官、ソレ等ノ者ガ特別委員トシテ慎重審議ヲ致シマシテ、此成案ヲ得タノデアリマス。其案ヲ議員提出案トシテ、兩黨有志ノ提案トシテ茲ニ提出致シタ次第デアルノデアリマス。提案ノ理由ハ會テ是ト殆ド同一内容ノ案ガ提案ニナリマシタ際ニ、詳シク私カラ提案ノ理由ヲ申述ベテアリマスルシ、昨日又小林錡君、池田秀雄君ヨリ極メテ適切ナル提案ノ理由ノ説明ガアツタノデアリマスカラ、私ハ極メテ簡單ニ申上ゲテ置キタイト思フノデアリマス。

申上ゲル迄モナク、我國ハ國民皆兵ノ國デアリマシテ、國民ハ悉ク兵役ニ服スルノ義務ガアルノデアリマス。併シ兵員ノ數ニハ限リガアリマスルカラ、實際ニ兵役ニ服スル者ハ從來カラ申シマスト、大體五十戸ニ付テ一人ノ兵役ノ義務ニ服スル者ガアルト云フヤウナ計算ニナツテ居ツタト思フノデアリマスガ、是等ノ兵役義務ニ服スル者ノ其義務履行ニ付テ、他ノ人達ガ身代リニナルトカ、オ手傳ヲスルト云フヤウナコトハ、是ハ出來得ナイコトデアルノデアリマスガ、併ナガラ經濟上ノ負擔ハ、之ヲ分擔スル工夫ガナケレバナナイモノデアルト思フノデアリマス。兵役ノ義務ニ服シテ、サウシテ容易ナラザル經濟上ノ犧牲ヲ拂フノデアリマスガ、ソレニ對シテ、高見ノ見物ヲシテ、全ク知ラヌ顔ヲシテ居ルヤウナ、左様ナコトデハ、私共ハ國民皆兵ノ本義カラ考ヘテ適當デナイト思フノデアリマス、實際ニ徵兵ノ狀況ヲ見マシテモ、却テ貧困ノ家ノ者ガ徵兵ニ取ラレテ、サウシテ又能ク地方デハ徵兵系統ト云フヤウナコトヲ申サレテ居リマスガ、徵兵ニ取ラレル家カラハ、兄弟ガ幾人モ徵兵ニ取ラレル、父モ取ラレ、バ、叔父モ取ラレ、從兄弟モ取ラレル、サウシテ徵兵ニ取ラレナイ系統ノ者ハ殆ド徵兵ニ取ラレナイト云フヤウナコトデアリマシテ、此兵役ノ義務ニ服スル者ノ其家ノ經濟上ノ負擔ハ、中々容易ナラザルモノガアルノデアリマス。之ニ對シテ近隣ノ者ガ其經濟上ノ負擔ヲオ互ニ分チ合ツテ、其家一軒バカリニ迷惑ヲ掛ケナイ

ヤウニシタイト云フ心構ヘガ必要ナコトデアラウト思フノデアリマス。軍事救護法ガ今度可決サレタノデアリマスガ、斯ノ如キ立法ニ依リマシテ、兵役ノ義務ニ服シタ者ノ非常ナル窮乏ヲ來スヤウナ場合ニハ、國トシテ之ニ對シテ救護ノ方法ヲ講ズルコトガ、極メテ適切ナ施設デアルノデアリマス。又徴兵保險ノ制度ニ依リマシテ、サウシテ兵役ノ義務ニ服シタ者ノ經濟的ノ負擔ヲ緩和スル個人的ナ方策モ必要ナノデアリマスガ、是ト併セテオ互ニ經濟的負擔ヲ分チ合フ、此制度ガ是ト共ニ相俟ツコトニ依ツテ、此兵役義務遂行ノ上ノ經濟上ノ惱ミヲ、解消スルコトガ出來ルコトデアラウト思フノデアリマス。要スルニ本案提案ノ趣旨ハ大體サウ云フ心構ヘニ出テ居ルノデアリマス。洵ニ簡單デアリマスガ以上申上ゲテ提案ノ理由ノ説明ト致ス次第デアリマス。

○比佐委員 只今ノ案ニ付テハ、既ニ議院モ二回モ通過シテ居ルノデアリマシテ、内容ハ極メテ適切緊要ナルモノト考ヘマスカラ、直チニ議題ニシテ、討論ヲ省略シテ、直チニ即決可決セラレンコトノ動議ヲ提出致シマス。

○野村委員長 只今比佐君ノ動議ニ御賛成ノ方ノ起立ヲ求メマス。
〔贊成者 起立〕

○野村委員長 比佐君ノ動議ノ通りニ決シマシタ、兩案共ニ茲ニ可決ヲ致シマシタ。

護國共同組合法案に關する衆議院本會議

第七十回帝國議會衆議院議事速記録第三十四號(官報號外昭和十二年三月三十日)抄錄
昭和十二年三月二十九日(月曜日)午後一時六分開議
議事日程 第三十五號

昭和十二年三月二十九日

第四十六 護國共同組合法案(小林錡君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第四十七 護國共同組合法案(池田秀雄君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

○服部崎市君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際日程第四十六及ビ四十七ノ兩案ヲ繰上ゲ上程シ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス。

○副議長(岡田忠彦君) 只今ノ動議ニ御異議アリマセヌカ。

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス——政府ハ此議事日程變更ニ同意セラレマシタ。日程第四十六、護國共同組合法案、日程第四十七、護國共同組合法案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス。委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長野村嘉六君

第四十六 護國共同組合法案(小林錡君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第四十七 護國共同組合法案(池田秀雄君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

一、護國共同組合法案（小林崎君外二名提出）
一、護國共同組合法案（池田秀雄君外二名提出）

右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ別紙ノ通（内容同一）修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十二年三月二十八日

櫻井嘉六君

委員長 野村嘉六

衆議院議長 富田幸次郎殿

委員 野村嘉六

〔別紙〕

護國共同組合法（本文三月二十七日）
議事録ノ通り

○野村嘉六君 簡單デアリマスカラ此席カラ御許シ願ヒマス。

○副議長（岡田忠彦君） 宜シウゴザイマス。

○野村嘉六君 只今議題トナリマシタ議案ノ委員會ニ於ケル經過並ニ結果ニ付テ御報告ヲ申上
ゲマス。本案提出ノ理由ハ、今日我が國民ガ獻身奉公ノ至誠ヲ盡シマシテ軍務ニ從事シ、刻
苦奮勵克ク任務ヲ遂行シ、忠節ヲ勵ミツ、アルコトハ、國民ノ齊シク感謝スル所デアリマス。
併シ軍務ニ從事シテ居ル者ノ家族ハ必シモ生活ガ安定シテ居ル者ノミトハ限リマセヌ。一
身ヲ捧ゲテ軍務ニ從事シ、第一線ニ立ツ同胞ヲシテ後顧ノ憂ナカラシムル爲ニハ、勿論軍事

救護法及ビ民間軍事扶助團體等ガアリマスルケレドモ、尙ホ一層後援ノ實ヲ全ウスル爲ニ、
其方法ヲ講ゼナケレバナラヌ。其方法ト致シマシテハ、豫メ必要ナル準備、即チ金品等ヲ年
年又ハ月々ニ蓄積シテ置イテ、兵役義務者ヲ出ス家ニ、一定ノ標準ニ依ツテ之ヲ交付シ、又
ハ勞力奉仕ヲ以テ、家事事業ノ援助ヲ行ハントスルノデ、現ニ此種ノ組合ガ五十餘モ出來テ
居リマス。又將來成立セントシテ準備中ノモノモ、二百以上アル次第デアリマス。
斯ル兵役義務者後援ノ爲ニ、是ハ最モ有益ナル企デアリマスカラ、委員會ハ全會一致ヲ以テ
原案ヲ可決致シタ次第デアリマス。此段御報告申上ゲマス。（拍手）

○副議長（岡田忠彦君） 委員長ノ報告ハ、兩案ヲ併合シテ一案ト爲シ、修正決議シタモノデア
リマス。兩案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ。

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○副議長（岡田忠彦君） 御異議ナシト認メマス。仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ。

○服部崎市君 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セ
ラレンコトヲ望ミマス。

○副議長（岡田忠彦君） 只今ノ動議ニ御異議アリマセヌカ。

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス。仍テ直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス。

護國共同組合法案 第二讀會(確定議)

護國共同組合法案 第二讀會(確定議)

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○副議長(岡田忠彦君) 別ニ御發議モアリマセヌ。第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り確定致シマシタ。(拍手)

第二、貴族院に於ける經過

護國共同組合法案は、三月二十九日衆議院に於て可決せらるゝや、即時貴族院に送付せられ、貴族院は、三月三十日本會議に上程、委員付託となし、委員會に於て審議中突如衆議院の解散と共に、貴族院の停會となり、遺憾ながら本法案は審議未了となつた。

護國共同組合法案に關する貴族院本會議

第七十回帝國議會貴族院議事速記録第二十八號(官報號外昭和十二年三月三十一日)抄録

昭和十二年三月三十日(火曜日)午後二時二十八分開議

議事日程 第二十九號

昭和十二年三月三十日

第十一 護國共同組合法案(衆議院提出) 第一讀會

○議長(公爵近衛文麿君) 日程第十一、護國共同組合法案、衆議院提出、第一讀會

護國共同組合法案

右本院提出案及送付候也

昭和十二年三月二十九日

衆議院議長 富田幸次郎

貴族院議長 公爵 近衛文麿殿

護國共同組合法(本文衆議院ニ上程ノモノト同一ニ付省略)

○議長(公爵近衛文麿君) 本案ノ特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス。

(角倉書記官朗讀)

護國共同組合法案特別委員

侯爵 大久保利武君

子爵 大河内輝耕君

男爵 關 義壽君

侯爵 佐々木行忠君

大島 健一君

藤沼 庄平君

菊池 恭三君
三木與吉郎君

石川 三郎君

○議長(公爵近衛文麿君) 是ヨリ會議ヲ開キマス。本日子爵大河内輝耕君ヨリ都合ニ依リ護國共同組合法案特別委員辭任ノ申出ガゴザイマス。之ヲ許スコトニ御異議ハゴザイマセヌカ。
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認メマス。其ノ補闕トシテ子爵野村益三君ヲ指名致シマス。

む す び

以上を以て、第七十回帝國議會に於ける護國共同組合法案に關する議事經過の大要を記述し、組合の設立と法律案検討の參考に供する次第である。

扱て法律案は、本文記載の通り貴族院に於て審議中衆議院の解散に遭遇し審議未了となつた。併しながら護國共同組合と、護國共同組合法とは、唇齒輔車の關係を有し、密接不可分のものであるから、國防第二線の弾力性を増強し國防の充實を完全ならしめんが爲めには、一日も早く法律の制定せらるゝことを切望して已まざるものである。

372
718

昭和十二年五月十三日 印刷
昭和十二年五月十七日 發行

(非賣品)

編輯者兼 發行者 護國共濟會
東京市牛込區原町三ノ八

右代表人 新山福治
東京市板橋區練馬向山町二六〇七

印刷者 横山才四郎
東京市麴町區九段一丁目五番地

印刷所 財團軍人會館印刷所
東京市麴町區九段一丁目五番地

東京市牛込區原町三丁目八番地

發行所

護國共濟會

電話牛込(34)六四〇一番
振替東京四二二四二番

